

文教福祉常任委員会会議録

令和4年12月13日

寒川町議会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員
佐藤（一）議長

説明者 伊藤学び育成部長、大八木スポーツ課長、佐糠主査、長岡主任主事
案 件
(付託議案)

1. 議案第75号 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定について

午後1時40分 開会

【岸本委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、本会議場にて提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第75号 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議題についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 皆様、こんにちは。それでは、付託議案、議案第75号 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定につきまして説明いたします。大八木課長より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 皆さん、こんにちは。それでは、議案第75号 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定について、その内容をご説明申し上げます。タブレット資料01-1 議案第75号から01-5 参考資料資料4までの5点でございます。寒川町営さむかわテニスコートにつきましては、令和5年度初頭の再開を目指し現在整備を進めているところでございます。再開後につきましては指定管理者による指定管理となりますことから、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき候補者を選定いたしましたので、その指定についてご審議いただくものでございます。

それでは、タブレット資料01-1 議案第75号寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についてをご覧ください。まず、1ページは、議案第75号 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についてでございます。管理を行わせる公の施設名称は、寒川町営さむかわテニスコート、指定管

理者の候補者名は、共同事業体でハヤシグループでございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、そして提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

次に、2ページから8ページをご覧ください。指定管理候補者ハヤシグループの代表企業である株式会社ハヤシと構成員となります株式会社ハヤシ水泳教室の履歴事項全部証明書となります。代表団体の株式会社ハヤシは、本社を神奈川県茅ヶ崎市松浪に置き、平成25年1月23日に設立、資本金1,000万円で、当該指定管理における統括業務、運営維持管理など運営管理全般を行います。また、構成団体の株式会社ハヤシ水泳教室は、本社を神奈川県茅ヶ崎市若松町に置き、昭和51年12月16日に設立、資本金1,000万円で当該指定管理における自主事業業務を担うものでございます。

次に、9ページから12ページをご覧ください。共同事業体協定書となります。こちらは当共同事業体の構成員及び責任、業務分担等が定められております。

続きまして、タブレット資料01-2参考資料資料1候補者選定の結果の概要、答申、審査の結果をご覧ください。初めに1ページ目、指定管理者候補者選定結果の概要をご覧ください。まず、指定管理者の候補者の選定までの経過についてご説明いたします。寒川町営さむかわテニスコートの指定管理につきましては、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者選定委員会に指定管理者制度導入の可否について検討を依頼いたしました。これを受け当委員会が開催され、指定管理者制度の導入が妥当であること、また隣接するさむかわ町営プールの管理棟を寒川町営さむかわテニスコートの管理棟として共有することから、寒川町営プールの指定管理者を候補者とするを前提に非公募で手續を行い、指定管理期間を当プールの指定管理期間の周期に合わせる事が妥当であるとの報告を受けました。

なお、候補者の選定に当たっては、当該施設の管理を適正に期すため、申請による審査が必要であることから、同条例第4条第2項の規定に基づき同委員会に諮問いたしました。これを受けまして、当該団体であるハヤシグループより指定管理に係る申請書が提出され、11月16日開催の同委員会におきまして審査が行われました。

審査においては、1団体ということで、各項目5段階評価のところ3点を基準点とし、全項目が満点の場合の合計点1,650点の60%に当たる990点を標準点として決めました。審査の結果、審査員10名の合計が1,083点となり、標準点990点を上回ったため、ハヤシグループが候補者として選定されました。

2ページ目は、寒川町指定管理者選定委員会から町長に宛てられた答申でございます。

3ページ目が、審査の結果となっております。

続きまして、タブレット資料01-3参考資料資料2候補者選定要綱、業務仕様書、管理運営の基準別表をご覧ください。1ページから10ページは、寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者選定要綱でございます。指定管理者の募集に際し当該施設の管理運営について事業者からの提案を求める内容となっております。

11ページから13ページは、寒川町営さむかわテニスコートの管理運営に関する指定管理者業務仕様書でございます。当該施設の管理運営を指定管理者が行うに当たり、業務概要等について定めてございます。

14ページから24ページは、寒川町営さむかわテニスコートの管理運営に関する指定管理者管理運営の基準でございます。当基準は先ほどの選定要綱と一体のもので、寒川町営さむかわテニスコート条例及び同条例施行規則に定める内容のほか、指定管理者に要求する管理運営の業務内容及び水準等を示すものでございます。

25ページから27ページは別表で、リスク分担表、審査基準等々となっております。リスク分担表は、各リスク内容についての負担を町と指定管理者とに区分して表わしてございます。

次ページの審査基準につきましては、選定委員会において審査する際の評価基準で、項目は大きく6項目、さらに内容を細分化し21項目となっております。各項目5段階評価で重要な項目については、2倍の点数となっております。

続きまして、タブレット資料01－4参考資料資料3指定管理者指定申請書、共同事業体協定書、法人等の概要、業務実績をご覧ください。1ページ目は、ハヤシグループより提出された指定管理者指定申請書でございます。

2ページから5ページは、当共同事業体を構成する株式会社ハヤシと株式会社ハヤシ水泳教室の間で締結された共同事業体協定書でございます。こちらは、議案第75号の添付資料となっているもので、当共同事業体の構成員及び責任、業務分担等が定められております。

6ページから13ページは、法人等の概要でございます。同共同事業体を構成する両法人の組織図、有する資格や創立から現在に至るまでの事業沿革等を示してございます。

14ページから15ページは、業務実績書でございます。当共同事業体を構成する株式会社ハヤシと株式会社ハヤシ水泳教室それぞれの法人が、直営や共同事業体等として管理運営している施設の概要を示してございます。両法人共に寒川町営プールをはじめとした公共施設及び民間のリゾートプールの監視、管理運営、受付業務を中心にトレーニングルーム、スポーツクラブ、スタジオ、各種教室の運営を行っております。

最後に、タブレット資料01－5参考資料資料4指定管理業務事業計画書をご覧ください。これから事業計画書の概要についてご説明いたしますが、寒川町情報公開条例の規定に基づき、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに関わる部分は黒塗りをしておりますので、ご了承くださいようお願いいたします。また、資料の説明に当たりましては、候補者から提出された資料にあらかじめ付番されている各ページ下段のページ数により行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事業計画書をご覧ください。当事業計画書は6つの項目で構成されており、1つ目が、設置目的の達成、2つ目が、管理運営経費の縮減、3つ目が、安定した管理運営能力、4つ目が、個人情報管理、5つ目が、地域の活性化、6つ目が、利用者側に立った運営についての記載がされております。

まず、資料1ページから6ページ、1つ目の項目、設置の目的の達成についてでございます。主な内容は、事業実施のテーマ、取組方針、サービス提供、事業提案、人材育成などとなっております。

続きまして、資料7ページから19ページ、2つ目の項目、管理運営経費の縮減についてでございます。主な内容は、指定管理期間である3年間の収支計画、収入目標の設定、自主事業収支計画と実施内容、

業務の再委託、経費削減計画、人員配置などとなっております。

続きまして、資料20ページから32ページ、3つ目の項目、安定した管理運営能力についてでございます。主な内容は、事業実施体制、雇用体制、利用者ニーズの把握、広報宣伝活動、危機管理体制などとなっております。

続きまして、資料33ページから36ページ、4つ目の項目、個人情報の管理についてでございます。主な内容は、個人情報保護の方針とチェック体制、マニュアル策定、セキュリティ管理、個人情報保護に関する研修などでございます。

続きまして、資料37ページから39ページ、5つ目の項目、地域の活性化についてでございます。主な内容は、地域環境への取組、きっかけづくりを目的とした各種教室開催、町各種イベントでの協力などでございます。

続きまして、資料40ページから44ページ、6つ目の項目、利用者側に立った運営についてでございます。主な内容は、平等、公平利用、ユニバーサルサービスへの取組、説明責任、情報公開、トラブルの再発防止でございます。

最後に、旧寒川町営さむかわ庭球場は、昭和61年に神奈川県企業庁が整備し、その後平成13年に寒川町が譲渡を受け、管理運営してまいりましたが、老朽化により施設への影響が著しく利用者の方々に不便さを感じさせているものでありました。ここで施設が整備されることで以前の活気が戻ってくることを期待されます。施設再開後は指定管理者としっかり連携し、町民の皆様の健康の維持増進、地域社会の活性化に努めてまいります。

以上で、議案第75号 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 失礼しました。先ほど神奈川県より「譲渡」というお話をしてしまいましたが、訂正させてください。「貸付」の誤りでございました。大変失礼いたしました。

【岸本委員長】 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますでしょうか。山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、今までのテニスコートに関しては町直営で行っていたわけなんですけど、事業計画書の7ページ、ここに収支計画書がありますけど、1,862万9,625円ということですけど、これに関して今まで直営でやっていた場合、どれぐらいの費用で年間やっていたのか、その辺をお聞かせください。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問ですが、令和3年の実績といたしましては、約900万円でございます。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 そういうことは今度指定管理者になってもらい、1,800万円強ということになりますけど、これに関して経費が、逆に町の持ち出しというものが増えてくるんじゃないかと思えますけど、

これに関してはどういう認識でいますか。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの質問に対してお答えします。今回の整備につきましては、利用区分が広がります。夜間照明が設置されます。これは利用者からの要望でありまして、長年の要望であり、そうしたことから夜間照明の電気料、光熱水費、人件費が当然かかることでありますから、そうした面で維持管理費として経費が上がる、また人件費として少し上がるといったこととなります。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 今回の事業者なんですけれども、指定管理の実績としては、それなりの実績はあるかなと思っているところなんですけど、一方で、テニスコートとか、テニス関係の施設に関する指定管理なり、運営自体も恐らくないということだと思んですけど、その辺でテニスに関するノウハウだとか、知見だとか、そういったところが不足しているんじゃないかなという懸念があると思うんですけど、その点について担当課としてどう捉えているかお答えいただければと思います。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。佐藤（正）委員からご質問がありました経験、確かにハヤシ水泳教室、ハヤシグループは水泳に特化しているところがございますが、現在ハヤシグループは、リゾートホテル等のスタジオですとか、フィットネスクラブですとか、そういったところまで業務が及んでおりまして、一番懸念されるテニスの専門性というところなんですけれども、テニスの専門性については、これから当グループがいろいろ教室展開で委託する、そういったところが専門的な知見を持ったところを導入するというような事業計画を持っておりまして、施設の整備についてのご心配もあるかと思うんですが、実際にテニスコートを管理運営している近隣の公共施設及び指定管理者を確認したところ、テニス専門の業者は委託を受けているところはなく、事業的に委託を受けて教室展開、自主事業するところに関しては専門的なテニス運営会社が入っているといった調査結果が出ております。実際に指定管理者が入っているところは、警備業務委託ですとか、あるいは清掃業務委託ですとか、施設整備業務ですとか、そういったところが指定管理者として入っていて、業務委託として教室展開等でそういった専門業者が入っておりまして、施設の管理、例えば人工芝の管理とか、そういったところについては、指定管理者が、それぞれ人工芝を敷設する専門業者等から既に情報を入手しておりまして、定期的なメンテナンスの必要性、整備の仕方、そういったものを調査しているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 他市でも同じような形というようなお答えもありましたけれども、確認させていただきたいのは、これは確認なんですけど、お答えの中で施設の芝とかの管理というところは、この業者からほかのところに委託されるということ、そういう方針なのかということと、あとはテニス教室とかが事業計画に入っていますかね。そういった自主事業についても、その部分はここからほか

託されるという方針なのか、その確認をさせていただければと思います。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいま芝生の管理ですとか、そちらの管理につきましては、主には指定管理者の従業員が行います。人工芝ですので、普通の芝生、植物としての芝生と違って特に伸びたり縮んだり枯れたりするものではないので、今度、砂入り人工芝というサーフェスになるんですが、そちらの砂の入り具合、あるいは人工芝がはげてしまった場合の交換等、特に人工芝を交換してしまうときには専門業者に入っていただく、そういった計画を立てているという話を伺っております。また、教室等については、既に候補者であるハヤシグループが地元のさむかわテニス協会ですとか、そういったところとどういった事業展開をしようかということで、地元を通してこういった自主事業ですとか、イベントを企画していこうというような発案をいただいております。

以上でございます。

【岸本委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 その方向は分かりました。今までの寒川の指定管理の中では結構特殊なケースかなと思っていて、そういった意味でも最初の説明の最後に、業者と担当課としてしっかり連携しという説明があったと思うんですね。今質問したように、テニスの専門性については、今のところそんなにノウハウは恐らくないと思うんですね。そういった意味では担当課のほうが現時点では、もしかしたらテニスに対する知見だとかノウハウだとかがあるんじゃないかなという感覚もあって、そういったところも含めて、特に最初の入りのところは、担当課としてもしっかりと連携、場合によっては指導とかも必要になってくるのかなと思うんですが、その辺のしっかりした考えを持っているのかお答えいただきたいと思います。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。最初の確かに導入時の入り方が一番重要だと私どもも感じております。そのために一番重要なのが、庭球場の管理の場合は、これまで私ども施設管理者として重要だと考えているのか、予約の受付、あるいは還付ですとか、中止による連絡体制、応対、そういったところが一番大切になってきます。施設そのものの維持管理というのは、4面程度の公共施設ですので、それほど影響は、これまでどおりの会計年度任用職員が行ってきた過去の経過から見ると、さほどのものではないと思いますが、予約システム、こちらをどう処理していくか、個人登録をどうするか、そういったところがポイントですので、開始前については、職員と既にこれから連絡を取り合うというような予定を組んでおります。何よりも予約システム、振替、代替、そういったところの要領をうまく伝えていって、利用者の方々に不便さを感じさせないようにしようかなと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、何点かお伺いしたいと思います。まず、事業計画書の10ページなんですけれども、人件費歳出について、こちらの正社員がいるとは思いますが、そのほかにもアルバイトとかと

いうのをもしかしたら採用されるかと思うんですが、その辺の最低賃金、神奈川県、1,040円程だと思うんですが、それを上回った算出をしているかどうかということをお伺いしたいと思います。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。人件費の最低賃金以上の支払いが確認されているかどうかということをお伺いしているところなんですが、指定管理者選定手続の際に提出していただいております就業規則及び賃金規程、また労働雇用契約書等を確認させていただきました。そこに明記されていた時給等を確認すると、最低賃金以上であることを確認しております。以上でございます。

【岸本委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、次、13ページになるんですが、協力企業、団体事例ということで、黒塗りにはなっているんですが、こちらは確実に担保されているということでしょうか。要は先ほど佐藤（正）委員も言われていたとおり、人工芝維持管理、それとテニスコート運営、テニススクール運営ということで、こちらに協力団体ということで載っていますので、それがきちっと担保されていれば安心して任せられるかなと思いますので、どうでしょうか。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えいたします。先ほど13ページに協力企業ということで記載されております団体がございまして、例えば先ほどおっしゃっておられました業務内容の中の人工芝維持管理、修繕等については、関心表明書というものを実際には提出していただいております。今回皆様方には添付はないんですけども、これは個人情報がかかり記載されていますので、添付はございませんが、関心表明書というものを提示していただいておりますので、その担保は取れているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山上委員。

【山上委員】 最後に1点お伺いしたいんですが、ハヤシグループに指定管理者ということでお願いしたいという提案だと思うんですが、簡単に言って、ハヤシグループにお任せするということのメリットというところで教えていただければと思います。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。ハヤシグループは、既に町営プールの指定管理者として施設の管理運営について実績を残しており、町営プール、このたびのテニスコートは、同施設と隣接しております。管理棟を共有する関係から同一事業者によって一括管理、これによってメリットがあると考えます。理由としましては、夏季のプールの営業最盛期における混雑時のプールとテニスコートの利用者が入退場の際、この動線についてこれまでの経験から適切に指示、管理ができることから、両施設の利用者にとって安全でスムーズな施設利用につながるものと考えられます。また、同一事業者の管理運営によりプール、テニスコート双方のスタッフがプール、テニスコート双方の利用者の質問や要望に適切に協力できる体制が整うものと考えておまして、こういった点にメリットがあると思います。また、同一事業者の管理地が隣接していることから、敷地同士を1つとして自主

事業の展開等も考えられます。これまでの町営プールの指定管理業務における教室、イベント等参加者実績と今後のテニスコートにおける利用者や自主事業参加者への情報提供等を密にすること、または融合することによって相乗効果が得られて、それぞれの施設の特性と地域資源が最大限に活用されると考えられます。そこで、地域の魅力あふれる交流拠点として成長していくことが一番のメリットだと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 ただいまの山上委員の質問にお答えいただいていたところともかぶるんですが、これからプールとテニスの部分で管理棟が共用になる、併せてプールに行かれる方の着替えるところ、そしてテニスを使われる方の着替えるところも、当然同じところになるのかなと思うんですが、その動線ですとか、もしくは使い分け、特に夏場とかはプールにお客さんがすごくたくさん来る中で、でも、その中でも例えばテニスもやられる方も恐らくいらっしゃるんでしょうし、その辺り交通整理といいますか、その体制というのはどうなっているのかというところをまず1点お伺いしたいのと、あと今回事業計画書を見ますと、例えばフットサルだとか、そういう多目的に使うというようなこともあって、これはこれですごくいいなとも思うんですが、一方、テニス以外のことで使うとなると、今回の人工芝は結構劣化が激しくなるんじゃないかなという懸念もあると思うんですね。リスク分担表を見ますと、経年劣化による小規模なものは指定管理者が負担、経年劣化による上記以外は町が負担となっていて、通常のテニスとしてだけ使うではなく、それ以外のことにも使っていく劣化というのは、どういう扱いをされるのか、現時点の町のお考えを教えてくださいなと思います。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ご質問についてお答えします。まず、テニスとプール利用者の交通整理ということでございますが、特に夏季最盛期7月、8月なんですけれども、こちらは指定管理者から提案がありまして、経験から来るものなんですけれども、底の高いサンダルをお貸しします。去年から試しているんですが、土足禁止にしているんですね。土足厳禁にすることによって、皆さんにビーチサンダルを持っていただいたり、ロッカーに持って行っていただいています。今回はテニスを利用される方については、厚い底のサンダル等をお貸しして、水に濡れないような措置をして、同じような動線、同線は同じでロッカーで着替えていただくこととなりますので、特別に部屋から出してきたサンダルをお貸しするというような手法を活用して初年度は試してみますといったことであります。さらにロッカーに板を置いたりといったこと、多分それは効果がないということで、濡れてしまいますので、高いサンダルで試してみようということで、今行うということを伺っております。

2点目のフットサルを活用することについて、実はこれは町も懸念しているところでありまして、実際に庭球場の近隣の市町村の稼働率ですとかを確認しますと、かなり稼働率が高いんですね。他市の方々が予約できないような状況になっているということでありますので、恐らく空く状況が少なくなるんじゃないかなと想定しております。ただし、万が一空いた場合には、こうした活用もできるということでご提案いただいたもので、またもし消耗してしまった場合には、これはテニスだけで活用している

ときにも消耗はするんですけども、そのときの部分的なもの、サーブを打つところだけですか、そういったものであれば、金額に応じて指定管理者との協定の中で定められた内容の修繕を行っていただく部分と大がかり、全面を張り替えなきゃ、今回19ミリの人工芝で整備するんですが、9ミリとか8ミリになってしまった、そういったような大がかりなときにはまた調整、町の負担ですとか、その辺は調整になるというような協定になると思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【岸本委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 ありがとうございます。1点目はよく分かりました。2点目なんですけど、修繕に関して金額によるというお話ですとか、あと、もともと18ミリのところが9ミリとか、ミリメートルのようなお話もされていましたが、小規模なものとして上記以外というところを金額ベースで分けるのかという点と、あと具体的に人工芝はどれくらい短くなったら張替えをしなければいけないという規定はあるのかというところを2点教えてください。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 まず、ご質問の1点目、修繕の金額ということなんですけど、これは指定管理者を導入するときに体育館、あるいは田端、そういったところでも規定を設けておいて、数字的なものはこれから調整になるんですけども、必ず設けて、その範囲であれば指定管理者、それ以上になったときには町、その区分をしっかりと設けております。

以上です。

続きまして、あと2点目の件なんですけども、大変申し訳ないんですけど、勉強不足で何ミリになったらそれを交換しなければならないということについては、まだ調べがついておりませんで、今ちょうど整備中でございますので、その専門業者、これから芝生の張替えが始まりますので、そのときに確認しておきたいと思っておりますので、申し訳ございません。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 教えてください。不勉強だったら本当に申し訳ないんですけども、タブレットの14ページで、再委託先及び協力企業、団体が全部消えちゃっているんですけど、すごく気になるが1つ、これは丸投げじゃないですよ。丸投げですか。まずそれが1つです。それからホームページを新たに設けて、そこでいろいろとPR、パブリシティとかをやっていくという形になってはいますが、予約のシステムというの、ホームページにアクセスすればコートを予約できるようになっているのか、それからホームページで何かグッズを売って、例えば稼ぎを得るような形を考えているのか、そういうアイデアはあったのかどうかというのをお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問についてお答えします。まず1点目ですね。協力企業ですとか、そういったところの委託の体制については、法定点検ですとか、そういった特殊な資格が必要などところについては再委託になることもあるかもしれません。また、専門的なところは、まずノウハウ

を得た中で次の事業展開は自分たちで行っていくことも考えているというような想定をされているようです。最初については、専門的なテニスの教室等は、今お話を聞いているのは寒川町のテニス協会ですか、そういったところと連携をしながら指導を仰ぎたいというような話をされております。

以上です。

【岸本委員長】 佐糠主査。

【佐糠主査】 まず、予約システムでのグッズ販売をというところなんですが、予約システムは神奈川県で共通して行っている予約システムを使っております。まず予約システムでのグッズ販売等はできないので、もし可能性として考えるのであれば、ハヤシが独自に展開するホームページの中で、もしかしたらその販売も可能性としては残っております。

以上です。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 再委託先のこと何で気になったかという、教室運営業務及び教室インストラクター等の業務内容で再委託先になっているので、あとそれからノウハウがないというの、ほぼこれって丸投げじゃないんですかというのを聞いているんですよね。これからノウハウを自分たちのところで吸収して、それを事業に反映させていく、そのやり方は分かるんですけども、最近その辺のことがいろいろと問題になっています、スポーツイベントなんかでも。広告会社が1社でどんと取って、そのまま事業の中身自体を丸投げしているようなことをやって、かなり問題になっていることもありますので、そんなことはないですよという確認が1つなんですね。それから、もう一回ホームページの件は、ホームページを新たに立ち上げますよね。そこで予約システムというのは予約できるのか。そういうシステムをそこに設けるのかというのと、そこに新たに設けるホームページの中にグッズを売るような何か稼ぐ仕組みをつくらうとしているのか、そういう提案があったのかというのを聞いています。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問について、まず再委託について全てを任せてしまうのかといった点につきましては、私どもが今計画し上っているのが、これから雇う方々については、テニス経験者を願いますというような話がございました。そういった方々を中心に自主的に事業を展開することも考えられますので、ただ、一部大会を開くときですとか、そういったときに専門的な方々に委託する部分も出てくるかと思われま。ですから全てが再委託というわけではございません。

続きまして、ホームページの中から予約ができるのかということが1つあったと思うんですが、ホームページから神奈川県の予約システムにリンクさせて、そこから予約ということは可能だと思います。また、ホームページ上で物品を販売するかどうかにつきましては、まだそこまでの事業計画を詳細まで伺っていないので、これからそういったことも念頭に置きまして、そこでも自主事業等の展開としてかなり見込みが得られると思いますので、確認してみたいと思います。今のところは確認できておりません。

以上です。

【岸本委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。再委託先って書いちゃってあるから、どうもすみません。丸投げとい

う言葉を遣っちゃっているような気がします。要は協力企業の1つですよ、正直言えば。そういうふうに書いていただけると、ああ、なるほどそれなら分かるんだけど、これだと再委託先が1社丸々抜き出っていて、協力企業となっているので、そうなる、ああ、そういうことをするんだというふうに見えてしまうので、ここは今後検討してもらいたいというのが1つです。要望として捉えてください。

それと、ホームページの件は分かりました。ただ、僕が常々言っている、恐らく一人一人データを取って、それぞれの個人に対していろいろなアプローチをするというワンツーワンマーケティングみたいなことは恐らくやらないであろうから、ホームページというのがすごく大事になってくるなと思っています。もちろんクッキーの問題とか、いろいろ今ありますので、なかなか個人を特定するのは難しいかもしれませんが、そういう意味でいうと一人一人にアプローチして、何度も来てもらえるようなリピーターを増やしていくための最大限のツールなのかなと思っていますので、そこはもう一度どうやったらリピーターを増やしていけるのか、それから使い勝手がよくなっていくのかとか、そういうところをかなりしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。両方共要望で結構でございますが、もしご意見があるならお聞かせください。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 確かにこれまでの本委員会においてもご指導いただいている点でございます。これからスポーツ活動の拠点の1つとして盛り上げなきゃいけないといった意識がありますので、こちらはテニス場、あるいはプール、この利用者の方がお互いに1つの指定管理者が事業経営をすると、指定管理を受けるといったところでもありますので、利用者同士の情報等の交換がうまくできますように展開を図っていきたいと思います。

事業計画の5ページにも、テニスコートの自主事業に参加いただいた方へのポイントカードを発行し、ポイントに応じた利用割引や町営プールとカードを共有して利便性の向上を図るといったことも記載されていますので、これに期待したいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。必要でしょうか。それともそのまま進めちゃってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、このまま討論に入ります。議案第75号 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についてですけど、テニスコートはスポーツ振興、町民の健康増進に必要な施設です。地方自治法でも、公の施設は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するために設けられた施設です。今まで町直営で行っていましたので、これからも直営すべきだとして反対といたします。

【岸本委員長】 続きまして、賛成討論のある方。

山上委員。

【山上委員】 それでは、今回指定管理者として提案されていますハヤシグループについては、先ほども質疑させていただいたんですが、事業計画書等によりコート等の維持管理、テニススクール運営などがきちっと担保されているということが聞けましたので、さらには事業計画書に雇用に関しても寒川町民を積極的に採用するということが書かれていますので、寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者としてふさわしいと思いますので、賛成といたします。

【岸本委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後2時25分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月21日

委員長 岸 本 優